平成２２年（フ）第１３５号
兵庫県尼崎市大島１丁目６番１―603号、前住所兵庫県尼崎市大島２丁目４番17号
債務者　宮島　芳彦
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３６号
兵庫県尼崎市大島１丁目６番１―603号、前住所兵庫県尼崎市大島２丁目４番17号
債務者　宮島佐知子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市神田北通４丁目101番地ベレッツァ尼崎1503号
債務者　濵田　明宏
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６６号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目21番26号　寿荘15号
債務者　髙﨑　忠夫
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番２―404号
債務者　西　　卓範
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目１番36号ライフヴィアジェル55―105号
債務者　橋本　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０号
兵庫県丹波市青垣町沢野30番地１　市営住宅小山団地574―２号
債務者　植野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第７号
兵庫県篠山市東吹472番地８
債務者　村山由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市飾磨区山崎521番地１
債務者　大塚　由香
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３６号
兵庫県高砂市中島３丁目６番17号
債務者　安井　教悟
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４９号
兵庫県姫路市安富町安志600番地128、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町段164番地４
債務者　山内　直代
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５０号
兵庫県姫路市安富町安志600番地128、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町段164番地４
債務者　山内　重明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９５号
兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２　グランプレステージ加古川Ⅱ―102号
債務者　藤原　幸代
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２８号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目28番地　藤岡アパート101号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区則直35番地27
債務者　家氏　志穂
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４３号
兵庫県加古川市加古川町本町187番地の１グレーシィ加古川1105号
債務者　藤岡　広暁
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４４号
兵庫県加古川市加古川町本町187番地の１グレーシィ加古川1105号
債務者　藤岡　修子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８４８号
兵庫県高砂市春日野町10番１―1014号、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀１丁目７番15号
債務者　和泉　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部